

<p>第8条 審議会において必要があるときは、その会議に、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 (飯田市国土利用計画審議会条例の廃止)</p> <p>2 飯田市国土利用計画審議会条例（平成4年飯田市条例第49号）は、廃止する。 (最初に任命される委員の任期の特例)</p> <p>3 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年12月14日までとする。 (飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正)</p> <p>4 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例（昭和37年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。</p> <p>「別表中 国土利用計画審議会の委員」を 「 国土利用計画審議会の委員」に改める。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第3条 飯田市土地利用計画審議会の庶務は、建設部地域計画課において処理する。</p> <p>附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則（平成19年12月7日規則第61号） この規則は、平成20年1月1日から施行する。 附 則（平成22年3月31日規則第18号） この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p>
---	---



<p>8 基本条例第9条第4項の土地利用の誘導基準が定められた地区（以下この条及び次条において「土地利用特定地区」という。）における前項第8号の規則で定めるものは、行為の種類及びその規模に応じて、土地利用特定地区以外地区ごとに定めるものとする。この場合において、土地利用特定地区における景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の景観計画区域における第1項の届出を要するすべての行為が、その土地利用特定地区における当該届出を要する行為となるよう定めなければならない。</p> <p>9 前項の規定により土地利用特定地区における届出を要する行為を定めようとする場合において、当該地区が飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）第4条第4項の景観育成特定地区（第1項各号に関する景観育成特定地区に限る。）の区域である場合は、当該届出を要する行為が当該景観育成特定地区における届出を要する行為となるよう定めなければならない。</p> <p>（標識の設置）</p> <p>第5条 開発事業者等（土地利用特定地区内で行為を行う者に限る。）は、当該届出をしてから当該届出に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該届出に係る行為を行う土地の区域内で、かつ、公衆に對し見やすい位置に当該行為の種類、規模その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。</p> <p>（地域協議会の長への通知）</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）の長に通知するものとする。</p>	<p>己の居住の用に供する目的で行うものを除く。）に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は住宅の用途に供する計画戸数が5を超え</p> <p>るもの</p> <p>(3) 条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（前号の開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）当該土地の形質の変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>2 条例第4条第8項の規定により土地利用特定地区ごとに定める同条第7項第8号の規則で定めるものは、別表の左欄に掲げる土地利用特定地区について、同表の中欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の右欄に規定するもの以外のものとする。</p> <p>（標識の設置）</p> <p>第10条 条例第5条の規定による標識は、別図第1号によるものとし、標識の材料は当該行為の完了予定日まで風雨に耐える材料で構成されるものでなければならない。</p> <p>2 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 行為を実施する区域</p> <p>(2) 行為の着手予定日及び完了予定日</p> <p>(3) 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出をした日</p> <p>（地域協議会の長への通知等）</p> <p>第11条 条例第6条第1項の規定による通知は、届出受理通知書（様式第4号）を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、当該届出に係る第3条第1項の規定による建築等計画概要書及び同条第2項の規定により添付する図書を、当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所（飯田市地域自治区の設置等に関する条例（平成18年飯田市条例第42号）第4条及び飯田市、下伊那郡上村及び同郡南信濃村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議（平成17年飯田市告示第27号）第5条に規定</p>
---	---

するものをいう。以下同じ。)の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体(当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。)の長にも届出受理通知書を送付するものとする。

2 地域協議会の長は、条例第6条第2項の規定により意見を述べる場合は、市長が別に指定する日までに限り行うことができるものとする。この場合においては、意見書(様式第5号)を市長に提出するものとする。(説明会)

第12条 条例第7条第1項の規定による説明会の開催の申出は、前条第2項の意見書にその旨を記載して行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による説明会の開催の要請は、説明会開催要請書(様式第6号)を当該開発事業者等に送付して行うものとする。

3 条例第7条第3項の規定による説明会は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 説明会は、あらかじめ、次に掲げる事項を報道機関その他により一般に周知して行うものであること。  
ア 説明会を行う日時及び場所  
イ 条例第7条第4項の地域住民等の範囲  
ウ イに規定する者に、説明会への出席を求めめる旨

(2) 地域住民等について、一の説明会場において合同で行う説明会とするものであること。

(3) 説明会は、次に掲げる事項について当該説明会に出席した地域住民等に説明するものであること。  
ア 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の場所及び規模  
イ 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の概要  
ウ 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の内容、期間、方法及び当該行為が周辺的生活環境に及ぼす影響  
エ 条例第4条第1項又は第2項の届出に係る行為の完了後に、当該行為が周辺的生活環境に及ぼす影響

2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し地域土地利用計画の推進の見地から意見があるときは、規則で定めるところにより、市長に当該意見を述べることができる。(説明会)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等(以下「地域住民等」という。)の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会(当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。)を開催すべき旨を、当該通知に係る開発事業者等に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要であると認めるときは、当該通知に係る開発事業者等に、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を要請するものとする。

3 開発事業者等は、説明会の開催の要請があった場合は、当該要請を受けた日から2週間以内に、自己の負担において、規則で定めるところにより、当該説明会を開催しなければならない。

4 第1項の地域住民等の範囲は、当該開発事業者等と当該説明会の開催をすべき旨を申し出た地域協議会の長とが協議して定めるものとする。

附 則 (平成22年3月31日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告物条例施行規則第26条第1項の規定（以下これらを総称して「飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定」という。）は、施行日以後の飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出について適用する。

3 (略)

別表 (第9条関係)

土地利用特定地区の名称	行為の種類	規模
座光寺特定土地利用地区 (生活環境保全地区)	条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の建築面積が500平方メートルを超え、若しくは当該行為に係る部分の高さが10メートルを超え、又は住宅の用途に供する計画戸数が9を超えるもの
	条例第4条第1項第3号の規定による開発行為	第9条第2号に規定するもの
	条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更(開発行為、土石の採取及び鉱物の採掘を除く。)	第9条第3号に規定するもの



行為となすよう定めなければならない。  
 (公共的団体に関する特例等)  
 第10条 前条第5項第6号の公共的団体は、法第16条第1項の届出を要する行為をしよすとすときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知があった場合において、景観の育成のため必要があるときは、その必要な限度において、当該公共的団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりとるべき措置について協議を求めることができる。  
 (特定届出対象行為)  
 第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。  
 (地域協議会の長への通知等及び説明会の開催)  
 第12条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の届出があったとき又は同条第5項若しくは第10条第1項の通知があったときは、その旨を当該届出又は通知に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し地域景観計画の推進の見地から意見があるときは、規則で定めるところにより、市長に当該意見を述べることができる。  
 3 第1項の規定による通知(法第16条第1項又は第2項の届出に係るものに限る。)を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等(以下「地域住民等」という。)の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会(当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。)を開催すべき旨を、当該通知に係る法第16条第1項又は第2項の届出をした者(以下第5項までにおいて「届出をした者」という。)

(公共的団体に関する特例等)  
 第14条 法第16条第5項又は条例第10条第1項の規定による通知は、通知書(様式第6号)の正本3部及び副本に、省令第1条第2項各号の規定又は第10条第2項各号及び第3項の規定による図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。  
 2 法第16条第6項又は条例第10条第2項の規定による協議は、協議書(様式第7号)に必要な図書を添付して、これを当該国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体の長に送付して行うものとする。

(地域協議会の長への通知等)  
 第15条 条例第12条第1項の規定による通知は、届出等受理通知書(様式第8号)を当該届出又は通知に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、法第16条第1項又は第2項の規定による届出にあっては、第10条第1項の規定による建築等計画概要書及び同項の規定により添付する図書を、法第16条第5項後段又は条例第10条第1項の規定による通知にあっては、前条第1項の規定による通知書の正本及び同項の規定により添付する図書を、当該届出又は通知に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体(当該届出又は通知に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。)の長にも届出等受理通知書を送付するものとする。  
 2 条例第12条第2項の規定による意見は、市長が別に指定する日までに限り述べることができるとする。この場合においては、意見書(様式第9号)を市長に提出するものとする。  
 3 条例第12条第3項の規定による説明会の開催の申出は、前項の意見書にその旨を記載して行うものとする

に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができ。

- 4 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要であると認めるときは、当該通知に係る届出をした者に、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を要請するものとする。
- 5 飯田市土地利用調整条例（平成19年飯田市条例第39号）第7条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項から第7項までの規定中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と読み替えるものとする。

- 4 条例第12条第4項の規定による説明会の開催の要請は、説明会開催要請書（様式第10号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。
- 5 飯田市土地利用調整条例施行規則（平成19年飯田市規則第57号）第12条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項中「条例第7条第3項」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第3項」と、同項第1号イ中「条例第7条第4項」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第4項」と、同項第3号中「条例第4条第1項又は第2項の届出」と、「周辺の生活環境に及ぼす影響」とあるのは「周辺の景観に及ぼす影響」と、同項第4号中「条例第4条第1項又は第2項の届出」とあるのは「法第16条第1項又は第2項の届出」と、同条第4項中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第5項中「条例第7条第5項」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第5項」と、「説明会開催報告書（様式第7号）」とあるのは「説明会開催報告書（様式第11号）」と、同条第6項中「条例第7条第7項」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第7項」と、「説明会開催命令書（様式第8号）」とあるのは「説明会開催命令書（様式第12号）」と、「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第7項中「条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」とあるのは「飯田市景観条例第12条第5項において準用する条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」と読み替えるものとする。

（勧告の手続等）

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告（景観の育成に重大な影響を与えらるるものとして規則で定めるものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

第16条 市長は、法第16条第1項又は第2項の届出があつた場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するかどうかを判断し、当該行為が景観の育成に及ぼす影響が軽微であると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるよう指導することができるものとする。

- 2 法第16条第3項の規定による勧告又は前項の規定による指導は、勧告書（様式第13号）又は指導書（様式第14号）を、当該届出をした者に送付して行うものとする。



<p>審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、景観資産が滅失又は枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除するものとする。</p> <p>3 市長は、景観資産について公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>4 景観資産の全部又はその一部が文化財保護法（昭和25年法律第214号）若しくは文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）若しくは飯田市文化財保護条例（昭和41年飯田市条例第33号）の規定による文化財となつたとき又は景観重要建造物若しくは景観重要樹木となつたときは、当該景観資産の指定は解除されたものとする。</p> <p>5 市長は、景観資産の指定を解除したときは、その旨を公表するものとする。</p>	<p>審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、景観資産が滅失又は枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除するものとする。</p> <p>3 市長は、景観資産について公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>4 景観資産の全部又はその一部が文化財保護法（昭和25年法律第214号）若しくは文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）若しくは飯田市文化財保護条例（昭和41年飯田市条例第33号）の規定による文化財となつたとき又は景観重要建造物若しくは景観重要樹木となつたときは、当該景観資産の指定は解除されたものとする。</p> <p>5 市長は、景観資産の指定を解除したときは、その旨を公表するものとする。</p>
<p>（景観資産の指定の解除）</p> <p>第43条 第28条第1項の規定は条例第30条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、「法第27条第1項又は第2項」とあるのは「条例第30条第2項から第4項まで」と、「景観重要建造物の指定を解除した場合は、」とあるのは「景観資産の指定を解除した場合は、」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、条例第30条第2項から第4項までの規定により景観資産の指定を解除したときは、景観資産指定解除通知書（様式第44号）を当該景観資産の所有者等（当該指定が条例第27条第2項の規定に基づくものであるときは当該景観資産の所有者等及び当該提案をした者）に送付するものとする。</p> <p>3 条例第30条第6項の規定による届出は、景観資産滅失等届出書（様式第45号）を市長に提出して行うものとする。</p>	<p>6 景観資産の所有者等は、景観資産が第2項の事由によりその指定の理由が消滅したと認められるときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第2節 ふるさと風景地域の指定等 （ふるさと風景地域の指定）</p> <p>第31条 市長は、市街地を形成している地域、農山村集落を形成している地域、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条に規定する農用地等（以下「農用地等」という。）の地域、森林の地域若しくは樹林の集団を形成している地域又はこれらの各号のいずれかに該当する土地（水面を形成している地域をふるさと風景地域として指定することができる。）の区域をふるさと風景地域として指定することができる。</p> <p>(1) 現にある良好な農山村の原風景を保全する必要がある土地の区域 (2) 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性又は個性にふさわしい良好なふるさと風景を育成する必要がある土地の区域</p>
<p>第2節 ふるさと風景地域の指定等</p>	<p>第2節 ふるさと風景地域の指定等</p>

(3) 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好なふるさと風景を育成する必要がある土地の区域

2 市長は、前項の規定によるふるさと風景地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、ふるさと風景地域を指定したときは、その旨を公表するものとする。

(指定の提案)

第32条 まちづくり委員会は、その活動する土地の区域内における前条第1項各号に規定する土地の区域であって、当該区域の景観の育成に資すると認められるものがあるときは、規則で定めるところにより、市長に対し、ふるさと風景地域として指定することを提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案に係る土地の区域について、ふるさと風景地域として指定する必要があると判断したときは、当該土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いたうえで、その旨及びその理由を当該まちづくり委員会に通知しなければならない。

(耕作者等のあつせんの申出)

第33条 まちづくり委員会は、当該まちづくり委員会が活動する土地の区域内のふるさと風景地域内における農地法（昭和27年法律第229号）第30条第3項第1号に規定する農地（以下この項において「遊休農地」という。）又は遊休農地となることが見込まれる土地について、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（次項及び第3項において「土地所有者等」という。）に対し、その土地の農業上の利用についての仲介の支援をすることができる。

2 まちづくり委員会は、前項の規定により、当該土地所有者等に代わって農業上の利用をする者について当該土地所有者等との仲介の支援が調ったときは、飯田市農業委員会に対し、当該土地に係る農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に規定する利用権の設定その他の措置を講じることについてのあつせんを申し出ることができる。この場合において、まちづくり委員会は、当該土地の農業上の利用について、あらかじめ、当該土地に係る農地法第35条第1項に規定する農地保有合理

(ふるさと風景地域の公表)

第44条 条例第31条第3項の規定による公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、その旨及びその理由をインターネットを利用して2週間表示するものとする。

(指定の提案)

第45条 条例第32条第1項の規定による提案は、ふるさと風景地域指定提案書（様式第46号）2部に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行わなければならない。

(1) 提案に係る土地の区域を示す図書

(2) 当該土地の区域の状況を示す写真

(3) その他提案に関し市長が必要と認める図書

2 条例第32条第2項の規定による指定しない旨の通知は、通知書（様式第47号）を、当該まちづくり委員会の長に送付して行うものとする。

(耕作者等のあつせんの申出)

第46条 条例第33条第2項前段又は第4項の規定によるあつせんの申出を行おうとする者は、あつせん申出書（様式第48号）を、同条第2項前段の規定による場合にあっては飯田市農業委員会に、同条第4項の規定による場合にあっては市長に提出しなければならない。

<p>(景観整備機構の指定の申請等)          第59条 法第92条第1項の規定による申請を行おうとする者は、景観整備機構指定申請書（様式第65号）に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第92条第1項に規定する法人であることを証明する図書          (2) 法第93条各号に掲げる業務に関する実績を証明する図書          (3) その他指定の申請に関し市長が必要と認める図書</p> <p>2 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書（様式第66号）を市長に提出して行うものとする。</p>	<p>(情報の発信及び提供)          第46条 市長は、良好な景観を育成するため、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出、同条第5項若しくは第10条第1項の規定による通知、景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産、景観協定、住民協定、景観育成推進地区、伝統文化的景観地域又は認定団体にに関する情報その他の景観の育成に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。</p> <p>(助言及び協力等)          第47条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、景観協議会の開催その他の施策を講じることにより、認定団体又は景観の育成の活動を行うものを育成し、及びその活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、認定団体に対し、必要があると認めるときは、その景観の育成の活動に関し必要な助言をし、及び報告を求めることができる。</p> <p>3 まちづくり委員会又は協力を求め、その活動する地域の景観の育成に関し必要な助言又は協力を求めることができる。</p> <p>4 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地域の固有の特性及び個性を生かした景観の育成を推進するため必要な助言及び協力を行うものとする。</p>
<p>第9章 補則          (補則)          第60条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則          この規則は、平成20年1月1日から施行する。          附 則 (平成20年7月15日規則第35号)          この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第9章 補則          (委任)          第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>附 則          (施行期日)          1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。          (条例施行前の手続)</p>

<p>2 市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議会の意見を聴いて定めることとされるものを定めようとするときは、この条例の施行の日前でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>附 則（平成20年9月30日条例第81号） この条例は、平成20年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年3月30日条例第22号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成22年3月31日規則第16号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 （経過措置）</p> <p>3 第2条の規定による改正後の飯田市景観規則第15条第1項の規定は、施行日以後の飯田市景観規則第15条第1項の規定による届出等受理通知書に係る当該届出又は通知について適用する。</p>
--	--

<p>3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、第17条第1項第6号の指定植物の保全に関する事項に照らして判断し、必要があると認められる場合には、前2項の同意に当該指定植物を保全するための条件を付することができる。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、その届出に係る行為が第17条第1項第6号の指定植物の保全に関する事項に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為の変更その他指定植物の保全に必要措置をとることを指導又は勧告することができる。</p> <p>5 市長は、第1項から第3項までの同意又は前項の規定による勧告（指定植物の生育に重大な影響を及ぼすものとして、規則で定めるものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定植物が生育する土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 第1項から第3項までの同意又は第4項の指導若しくは勧告は、第1項又は第2項の規定による届出があった日から30日以内になければならない。</p>	<p>3 条例第15条第1項から第3項までの同意は、同意の可否決定書（様式第5号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。</p> <p>4 条例第15条第4項の規定による勧告又は指導は、勧告書（様式第6号）又は指導書（様式第7号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。</p> <p>（指定植物の生育に重大な影響を及ぼすもの）</p> <p>第13条 条例第15条第5項の規則で定める勧告は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 景観育成特定地区内で行う行為に対する同意又は勧告のうち、市長が地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定植物の生育に重大な影響を与えるものとして地域協議会及び審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの</p>
<p>（地域協議会の長への通知等）</p> <p>第14条 条例第16条第1項の規定による通知は、届出受理通知書（様式第8号）を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、当該届出に係る第12条第1項の規定による行為概要書及び同項の規定により添付する図書を、当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体（当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。）の長にも届出受理通知書を送付するものとする。</p> <p>2 地域協議会の長は、条例第16条第2項の規定により意見を述べる場合は、市長が別に指定する日までに限り行うことができるものとする。この場合においては、意見書（様式第9号）を市長に提出するものとする。</p> <p>3 条例第16条第3項の規定による説明会の開催の申出は、前項の意見書にその旨を記載して行うものとする。</p>	<p>（地域協議会の長への通知等）</p> <p>第14条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し地域緑の計画の推進の見地及び当該行為に係る指定植物の保全を図る見地から意見があるときは、規則で定めるところにより、市長に当該意見を述べることができる。</p> <p>3 第1項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等（以下「地域住民等」という。）の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会（当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。）を開催すべき旨を、当該通知に係る</p>

第15条第1項又は第2項の届出をした者（以下第5項までにおいて「届出をした者」という。）に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

- 4 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要であると認めるときは、当該通知に係る届出をした者に、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を要請するものとする。
- 5 飯田市土地利用調整条例（平成19年飯田市条例第39号）第7条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項から第7項までの規定中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と読み替えるものとする。

- 4 条例第16条第4項の規定による説明会の開催の要請は、説明会開催要請書（様式第10号）を当該届出をした者に送付して行うものとする。

- 5 飯田市土地利用調整条例施行規則（平成19年飯田市規則第57号）第12条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項中「条例第7条第3項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第3項」と、同項第1号イ中「条例第7条第4項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第4項」と、同項第3号中「条例第4条第1項又は第2項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第15条第1項又は第2項」と、「周辺の生活環境に及ぼす影響」とあるのは「指定植物の保全に及ぼす影響」と、同項第4号中「条例第4条第1項又は第2項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第15条第1項又は第2項」と、同条第4項中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第5項中「条例第7条第5項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第5項」と、「説明会開催報告書（様式第7号）」とあるのは「説明会開催報告書（様式第11号）」と、同条第6項中「条例第7条第7項」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第7項」と、「説明会開催命令書（様式第8号）」とあるのは「説明会開催命令書（様式第12号）」と、「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と、同条第7項中「条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」とあるのは「飯田市緑の育成条例第16条第5項において準用する条例第7条第3項の規定による説明会及び同条第5項の規定による説明会の報告」と読み替えるものとする。

第2節 管理協定

第2節 管理協定  
（管理協定の締結等）

第17条 市は、緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全配慮地区又は準緑地保全配慮地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有

(3) 条例第23条第1項の規定による緑化推進重点地区及び条例第24条の規定による準緑化推進重点地区に関するもの  
 (4) 法第55条第1項若しくは第2項又は条例第25条第1項又は第2項の規定による市民緑地に関するもの  
 (5) 条例第32条第1項の規定による緑の育成協議会に関するもの

2 前項の台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載するものとし、台帳の保管は、指定に係る書面及び図書と共に保管するものとする。

(1) 緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区 指定番号、指定年月日、地区の位置及び区域その他必要な事項  
 (2) 管理協定 締結又は認可番号、締結又は認可年月日、条例第17条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項  
 (3) 緑化推進重点地区及び準緑化推進重点地区 指定番号、指定年月日、建築物の緑化率の最低限度、地区の位置及び区域その他必要な事項  
 (4) 市民緑地 指定番号、指定年月日、条例第25条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項  
 (5) 緑の育成協議会 認定番号、認定年月日、代表者の氏名及び住所、認定の理由となつた活動事項、活動の範囲及び内容、構成員のおおむねの数その他必要な事項

(情報の発信及び提供)

第37条 市長は、市民の健康で文化的な生活を確保するため、緑地保全配慮地区、準緑地保全配慮地区、管理協定、緑化推進重点地区、準緑化推進重点地区、市民緑地、緑の育成協議会に関する情報その他緑地の保全及び緑化の推進に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。

(助言及び協力等)

第38条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を講じることにより、第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求められた者又は緑の育成協議会の活動に協力するよう努めるものとする。

2 市長は、第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求められた者又は緑の育成協議会に対し、必要があれば、その緑の育成の活動に関し必要な助言をし、及び報告を求めることができる。

3 まちづくり委員会は、市長に対し、その活動する地域の緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言又は協力を求めることができる。

4 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地

域の固有の特性及び個性を生かした緑地の保全及び緑化の推進を図るため  
必要な助言及び協力を行うものとする。

第8章 補則  
(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、  
市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(条例施行前の手続)

2 市又は市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議  
会の意見を聴いて定めることとされるものを定めようとするときは、この  
条例の施行の前でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができ  
る。

附 則 (平成20年9月30日条例第81号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

第8章 補則  
(補則)

第43条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、  
市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行す  
る。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条  
第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告  
物条例施行規則第26条第1項の規定(以下これらを総称して「飯田市土  
地利用調整条例施行規則等の規定」という。)は、施行日以後の飯田市土  
地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出  
について適用する。

3 (略)



- (4) 第4条第3項第1号、第2号及び第8条第3号に掲げるものを表示し、設置し、又は改造する行為  
 (5) 国、地方公共団体又は飯田市景観条例第9条第5項第6号の規定による公共的団体が行う行為  
 (6) その他規則で定める行為

(届出を要しない行為)

第25条 条例第24条第5項第6号の規則で定める行為は、普通地域内で行う行為のうち、次の各号に掲げる行為の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 広告塔、広告板その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。) 当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが4メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の面の表示面積(その最大見つけ面積の合計による。以下同じ。)が5平方メートルを超え、若しくは表示面積の合計(同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び次号の表示面積の合計を含む。)が10平方メートルを超えるもの  
 (2) 建築物又は工作物(広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。以下この項において同じ。)の外観に広告物等の表示又は設置がされるもの建設等 当該建設等に係る部分の広告物等の一の面の表示面積(建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。)が5平方メートルを超え、又は表示面積の合計(同一の者が50メートル以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び前号の表示面積の合計を含む。)が10平方メートルを超えるもの  
 (3) 広告物等の改造 広告物等を改造して前2号に掲げる規模となる行為  
 (4) 自己用(自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示又は設置するものをいう。以下同じ。)の広告塔、広告板その他これらに類するもの建設等 当該新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが4メートルを超え、又は当該建設等に係る部分の広告物等の表示面積の合計(次号の表示面積の合計を含む。)が15平方メートルを超えるもの  
 (5) 自己用の建築物又は工作物の外観に広告物等の表示又は設置がされるもの建設等 当該建設等に係る部分の広告物等の表示面積の合計(前号の表示面積の合計を含む。)が15平方メートルを超えるもの  
 (6) 自己用の広告物等の改造 広告物等を改造して前2号に掲げる規模となる行為

2 前項の規定にかかわらず、発光ダイオードその他の発光体を用いた動画による広告物等に関する行為は、発光部分の面積が3平方メートルを超えるもの以外のものである。

3 条例第24条第6項の規定により景観育成特定地区ごとに定める同条第5項第6号の規則で定めるものは、別表第6の左欄に掲げる景観育成特定地区について、同表の中欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の右欄に掲げる規模に該当するもの以外のものとする。

(地域協議会の長への通知等)

第26条 条例第25条第1項の規定による通知は、届出受理通知書(様式第21号)を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、当該届出に係る第21条第1項の規定による建築等計画概要書並びに同条第2項各号及び第3項の規定により添付する図書を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定める団体(当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。)の長にも届出受理通知書を送付するものとする。

2 地域協議会の長は、条例第25条第2項の規定により意見を述べられる場合は、市長が別に指定する日までに限り行うことができるものとする。この場合において、意見書(様式第22号)を市長に提出するものとする。

3 条例第25条第3項の規定による説明会の開催の申出は、前項の意見書にその旨を記載して行うものとする。

6 景観育成特定地区(飯田市景観条例第4条第4項の規定により定める景観育成特定地区をいう。以下同じ。)における前項第6号の規則で定める行為は、行為の種類及びその規模に応じ、景観育成特定地区ごとに定めるものとする。この場合において、景観育成特定地区以外の景観計画区域における第1項の届出を要するすべての行為が、その景観育成特定地区における当該届出を要する行為となるよう定めなければならない。

7 市長は、第5項第6号の規則で定める行為を定めようとするときにおいて、審議会の意見を聴くものとする。この場合において、前項の規定により同号の規則で定める行為を定めようとするときは、併せて、当該景観育成特定地区の土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

(地域協議会の長への通知等及び説明会の開催)

第25条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し当該区域に推し進める飯田市景観条例第4条第2項の規定により定められた地域景観計画の推進の見地から意見があるときは、規則に定めるところにより、市長に当該意見を述べることができる。

3 第1項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例(平成19年飯田市条例第15号)第11条第1項に規定する土地所有者等(以下「地域住民等」という。)の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会(当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。)を開催すべき旨を、当該通知に係る届出をした者に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

飯田市屋外広告物条例・同規則

5 第24条及び第26条の規定は、平成20年1月30日までに着手する屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置又はこれらの改造をする行為については、適用しない。  
 (飯田市手数料条例の一部改正)

6 飯田市手数料条例(平成12年飯田市条例第3号)の一部を次のように改正する。  
 別表第1中  
 「  
 屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第6条第4号、第8条第1項若しくは第10条第1項の規定による許可又は第12条第1項の規定による許可の更新(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合を除く。)  
 」  
 を「  
 飯田市屋外広告物条例(平成19年飯田市条例第43号)第8条第4号、第10条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は第14条第1項の規定による許可の更新(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合を除く。)  
 」  
 に改める。

この規則は、平成21年10月1日から施行する。  
 附 則 (平成22年3月31日規則第16号)  
 (施行期日)  
 1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
 (経過措置)  
 2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告物条例施行規則第26条第1項の規定(以下これらを総称して「飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定」という。)は、施行日以後の飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出について適用する。  
 3 (略)

別表第1(第5条関係)  
 屋外広告物禁止地域

種類及び名称	接続する道路等		範囲
	区間		
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間		両側各500メートル以内
飯田 市道 山本98号線	飯田 市道 2-31 観音沢線との交差点から飯田 市道 山本184号線との交差点まで		飯田 市道 山本184号線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
飯田 市道 1-40 大明神横線	飯田 市道 山本184号線との交差点から飯田 市道 1-36 請地線との交差点まで		飯田 市道 1-36 請地線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
飯田 市道 伊賀良514号線	飯田 市道 1-36 請地線との交差点から飯田 市道 鼎278号線との交差点まで		飯田 市道 鼎278号線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内

飯田市屋外広告物条例・同規則

飯田 市道 370 号線	飯田 市道 1 - 27 大休妙琴線との交差点から飯田 市道 278 号線との交差点まで	飯田 市道 278 号線との交差点から飯田 市道 278 号線との交差点まで	飯田 市道 1 - 27 大休妙琴線との交差点から飯田 市道 278 号線との交差点まで
一般国道自動車専用道 遠南信自動車道	左記の道路の両側各 500 メートル以内	左記の道路の両側各 500 メートル以内	左記の道路の両側各 500 メートル以内
<p>別表第 2 (第 11 条関係) 屋外広告物許可地域</p>			
<p>接続する道路等</p>			
種類及び名称	区間	範囲	
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 1,000 メートル以内	
一般国道自動車専用道 遠南信自動車道	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 1,000 メートル以内	
<p>別表第 3 (第 11 条関係) 屋外広告物許可地域</p>			
種類及び名称	区間	範囲	
飯田駅前広場	中央通り線(昭和 54 年長野県告示第 743 号に告示された飯田都市計画道路 3・4・7 中央通り線)の起点付近	約 8,590 平方メートルの広場及びこれに接続する 20 メートル以内	

# 飯田市屋外広告物条例施行規則別表第5の2(2)ウの市長が別に定める基準を定める要綱

平成22年3月31日

告示第28号

(集合看板の許可基準)

第1条 飯田市屋外広告物条例施行規則(平成19年飯田市規則第60号)別表第5の2(2)ウの市長が別に定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 用途 事業所、営業所、商店、施設又は地点等(以下「事業所等」という。)への案内のためのものとする。
- (2) 寸法 一の事業所等につき次のアからウまでに掲げるものとし、一の集合看板への表示は当該アからウまでのいずれかに統一すること。
  - ア 縦0.6メートル横2.4メートル
  - イ 縦0.45メートル横1.8メートル
  - ウ 縦0.3メートル横1.2メートル
- (3) 形状 一の事業所等の表示は長方形とすること。
- (4) 地上からの高さ 5メートル以内とすること。
- (5) 一の集合看板に表示する事業所等の数 4以内とすること。
- (6) 表示する内容 事業所等の名称(シンボルマーク(商品、役務等の出所を認識可能とするために使用される標識、文字、図形、記号等をいう。次号において同じ。))を含む。)、事業所等の存する方向を示す表示及び事業所等までの距離のすべてを表示すること。
- (7) 色彩 事業所等の名称は茄子紺の地色に白色で表示すること(シンボルマークを除く。)とし、事業所等の存する方向を示す表示及び事業所等までの距離はシルバーの地色に茄子紺色で表示すること。
- (8) 設置場所 川路地域景観計画(飯田市景観条例(平成19年飯田市条例第41号)第4条第2項の規定により川路地区について定めた地域景観計画をいう。以下同じ。)の推進の見地から当該地域の景観の育成に支障がないと市長が認める場所であること。

(適用除外)

第2条 前条第2号から第7号までの規定については、川路地域景観計画の推進の見地から当該地域の景観の育成に支障がないと市長が特に認める場合にあつては、適用しないことができる。

(景観育成団体の意見)

第3条 第1条第8号及び前条の場合において必要があると認めるときは、市長は、川路地区に係る有する景観育成団体(飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定を受けた団体をいう。)の意見を聴くものとする。



**第4章 竜丘地区・・・82**  
**第1節 地域土地利用方針**

**飯田市土地利用基本方針 変更の経過**

変更箇所	施行日
第2編 市全域の都市づくりの構想 第3章 都市の整備に関する方針 第1節 市全域に対する土地利用の方針 1. 都市計画区域及び準都市計画区域に関する方針	平成20年1月1日
第2編 市全域の都市づくりの構想 第4章 都市施設の整備方針 第5節 住宅の整備方針	平成20年4月1日
第4編 地域土地利用方針 第1章 山本地区 第1節 地域土地利用方針	平成20年8月11日
第4編 地域土地利用方針 第2章 川路地区 第1節 地域土地利用方針	平成20年10月1日
第4編 地域土地利用方針 第3章 座光寺地区 第1節 地域土地利用方針 第2節 地域土地利用計画 第4章 竜丘地区 第1節 地域土地利用方針	平成21年10月1日
第2編 市全域の都市づくりの構想 第4章 都市施設の整備方針 第1節 交通施設の整備方針 3. 公共交通	平成22年4月1日

## はじめに

平成16年12月から、市は、総合的な土地利用計画を策定するため、山本、伊賀良、鼎地区をモデル3地区として、地区住民の参加を得て、土地利用計画策定地区懇談会を開催しました。

平成17年度からは、市内全20地区において同様の懇談会を開催するとともに、市全域について議論いただく土地利用計画策定市民会議を開催し、貴重なご意見をいただいております。

この地区懇談会と市民会議は、平成19年まであしかけ4年に渡り行われ、実に延2,500余名の市民の皆様が土地利用に関する計画の策定に携わっていただきました。

平成18年6月には、これらのご意見を基に策定された市域における土地の利用に関する基本的な方向性を定める「国土利用計画・第2次飯田市計画」が議会において議決され、同年8月に施行されました。

この土地利用基本方針は、本年4月に施行された飯田市自治基本条例の精神を尊重するとともに、地域自治区の設置など本市における新時代の地方自治の枠組みがスタートするのに呼応して、第5次基本構想基本計画の実現や次代を担う人材の育成に関して定めた地育力向上連携システム推進計画などの諸計画について、その推進を根底から支えるための土地利用の基本的な方針として、市民の皆様から寄せられた1万余という多くのご意見を基に策定されたものです。

## 第1編 飯田市土地利用基本方針

### 第1章 土地利用基本方針の策定

#### 1. 目的

この土地利用基本方針（以下「基本方針」という。）は、市全域及び各地域の将来像とその実現に向けた土地利用の方針を定めることにより、まちづくり・地域づくりの方向性を明らかにするとともに、市民と市が本市の目指すべき姿を共有して、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進することを目的とします。

#### 2. 土地利用に関する基本指針

土地は私有財産ですが周辺の土地と一体となって高い公共性を有しており、周辺環境への配慮や一定のルールのもとに行われる個々の土地の利用が地域全体の生活価値の向上につながります。そのため、土地の利用のあり方については、地域の総意をもって行うことが大切です。

この基本方針を策定するにあたって、飯田市の土地を利用する全ての人々が互いに協力して土地という資源を資産にかえていけるよう、飯田市土地利用基本条例の基本理念及び基本原則に基づき、土地利用に関する基本的な指針を次のとおり定めます。

##### (1) 地域の主体的な取り組みによる土地利用

土地は、人々の生活とあらゆる生産活動の基盤であり、このことにより、土地は、人を介して社会性を有しています。

土地の利用については、資産となる土地を介して利用する「人」を中心に考え、この基本方針の目的の実現に向けて地域が主体的に取り組むことを基本とします。

##### (2) 相互連携による地域づくり

市民が、土地という資源を合理的かつ集団的に利用し、土地利用の方向性を共有し、地域住民、事業者、市などが互いに協力、連携した地域づくりを推進します。



線が開通することから、道路に関して都市計画を決定した当時に比べ道路交通体系が大きく変化しています。

以上のことから、都市計画道路を将来都市構造に資するよう総合的に見直す必要があります。

## (2) 具体的な内容

### ○都市計画道路の見直しの考え方

- ・都市計画道路の見直しは、将来都市構造を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等を検討します。

### ○都市計画道路の見直しに関する方針

- ・都市計画道路の全路線について必要性等を検証し、次の視点により都市計画道路の見直しに関する方針を作成します。
- ・広域的な都市間を結ぶ路線、中心拠点、交流拠点や地域拠点などを結ぶ路線、幹線性の高い路線、地域経済の振興に資する路線など10～20年程度の間で計画的に整備するものを位置づけます。
- ・特に20年以上着手されていない都市計画道路については、重点的に見直します。
- ・必要性の高い都市計画道路についても、現在及び将来における交通状況や土地利用の方向性に照らして、道路の規格や経路などを見直します。

### ○都市計画道路の計画的な整備

上記方針に基づき都市計画道路の計画決定を見直し、計画的な整備を推進します。

## 2. 駐車場

近年のモータリゼーションの進展により、自動車交通が輻輳<sup>ふくそう</sup>し、歩いて暮らせるまちを目指す上で支障をきたしています。

飯田市における市営駐車場は、本町と中央通りに都市計画決定されています。市営本町駐車場は、市街地再開発事業により橋南第1地区再開発ビル「トップヒルズほんまち」の一部として平成13年に整備され、市営中央駐車場は、中央公園の一部に地下式として昭和52年に整備されました。中心市街地では、フリンジパーキング<sup>\*</sup>などとして、市営扇町駐車場が平成18年に整備されました。

その他の駐車場としては、市営飯田駅駐車場などのほか、民間により設置されています。

※ 「フリンジパーキング (fringe parking)」とは：まちなかの交通量を抑制し、まちを歩いて回遊するため、外周部に設けるアクセス用駐車場をいいます。

### (1) 基本方針

自動車交通の円滑化と安全な歩行者空間の確保、歩いて暮らせるまちの創造、中心市街地活性化等の観点から計画的に駐車場を配置し、その整備に努めます。

### (2) 具体的な内容

#### ○駐車場の整備

- ・駐車場の整備については、中心市街地の駐車場の適正な確保、フリンジパーキングの構築などを民間と協働して検討します。
- ・駅・バス停などを起点としたパーク・アンド・ライド<sup>\*</sup>の導入もあわせて検討します。
- ・駐車場の案内を来訪者にもわかりやすい表示となるよう改善に努めます。

※ 「パーク・アンド・ライド (P&R : park-and-ride)」とは：都市部や観光地などの交通渋滞の緩和や環境保全等のため、自動車を郊外の鉄道駅又はバス停付近に設置した駐車場に止め、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法です。

### 3. 公共交通

#### (1) 基本方針

高齢者、障害者や学生にとって公共交通は重要な移動手段であり、また環境問題の深刻化から、自家用車利用の抑制と公共交通の利用促進が課題となっています。そこで、安心して暮らしやすい地域づくりに向けて、将来都市構造に資するような道路交通体系と連携した公共交通網の整備・充実に取り組めます。

##### ○地域公共交通体系の機軸となるＪＲ飯田線

- ・ＪＲ飯田線を地域公共交通体系の機軸とし、その存続と利用促進に努めます。
- ・バス路線、乗合タクシー等は、ＪＲ飯田線との相互の利用促進を図るため、乗り継ぎに配慮した整備を図ります。

##### ○バス路線等の整備・充実に関する方針

バス路線、乗合タクシー等の地域公共交通網の整備・充実にあたっては、ＪＲを機軸として、次の基本方針に基づき取り組めます。

- ・市民の社会参加の機会提供、地域振興、通院等福祉対応、地球温暖化対策を目的とした公共交通の確保を市の責務とし、交通弱者への移動手段の提供、主に中山間地域対策としての公共交通不便地域、空白地域の解消を目指します。
- ・地域公共交通の確保は、地域の交通事情や特性に通じ、かつ地域公共交通を担ってきた地元事業者による運行を主体とし、多様な形態、多様な主体による運行で補完することを基本とします。
- ・飯田市は、広大な市域に都市部、郊外、中山間地域など多様な地域特性を持った地域であることから、地域公共交通についても全市一律の対応とはせず、それぞれの地域特性に応じたきめ細かな運行を検討します。
- ・地域公共交通の改善は、定住自立圏構想の重要な事業として位置づけられており、検討にあたっては、飯田市地域公共交通改善市民会議による検討を主体とし、南信州広域連合、関係町村と連携して圏域をあげて取り組むものとします。

#### (2) 具体的な内容

##### ①ＪＲ飯田線の確保と利用促進

- ・ＪＲ飯田線については、市民生活の利便性向上のため、ＪＲ東海やＪＲ利用促進推進協議会等と連携し、市民がより利用しやすい運行となるよう協力して取り組めます。
- ・企業等との連携によるノーマイカーの推進を図り、通勤手段としての利用を組織的に促進します。
- ・また、南信州広域連合と連携し、県内外からの観光客をターゲットにしたスローな旅の提案など伊那谷の美しい景観を宣伝して、その利用の促進を図ります。

##### ②バス路線等の確保と利用促進

###### ○市民の社会参加の機会提供

- ・移動手段がないため、社会活動、地域の行事などへの参加が困難な住民が気軽に社会参加でき、便利で安心して利用できる地域公共交通を提供することは重要です。特に高齢者のみの世帯では社会とのつながりが希薄になりやすいことから、健康で文化的な社会生活をおくるための手段としての地域公共交通の整備を進めます。

###### ○日常生活の確保と地域振興

- ・地域公共交通が存在しない、あるいは利用が不便であることは、その地域の魅力を低

下させます。特に人口減少や高齢化が進む地域では、地域公共交通の確保が重要な地域課題となっています。居住地域を選定する際、地域公共交通の利便性は選択肢の大きな要素であることから、高齢者の買い物等の自立した日常生活を確保し、地域を担う若者が定住しやすいような地域公共交通への改善を進めます。

#### ○通院等福祉対応

- ・地域公共交通を利用する目的のうち、通学・通院は主要な目的であるため、こうした需要に応える地域公共交通体系の構築が必要です。特に病院利用者は、高齢者・障害者等の移動の困難な者が多いため、なるべく施設の近くに停留所を設置します。また、利用者の多い市立病院はJRの駅から遠いため、駅と病院間のアクセスについても考慮します。

#### ○地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応

- ・地域公共交通は、自家用自動車と比べて総合的に二酸化炭素の排出量が少なく環境負荷が小さい移動手段です。自家用自動車への過度な依存を見直し、地域公共交通と自家用自動車との適切な連携と役割分担を行い、環境負荷の低減を図るため地域公共交通の利用促進を図ります。

#### ○多様な地域公共交通手段の整備

- ・地域公共交通が運行していない地域や駅・バス停から自宅までの距離が遠い地域もあるため、地域住民、交通事業者等と連携し、予約制の乗合タクシーの導入等地域の特性にふさわしい多様な交通手段を検討します。また、交流人口の拡大に向けて、観光客の利便性を高める地域公共交通を検討します。

#### ○利用者サービスの向上

- ・より利用しやすい公共交通に向けて、利用者の視点に立ったバスダイヤ、経路の検討と改善を進めます。また、路線バスから路線バス、路線バスからJRなどシームレスな運送サービスが提供できるダイヤ、経路を検討します。
- ・使いやすく、わかりやすい時刻表の作成、親しみのある車両デザイン等により、魅力的な運送サービスを提供します。
- ・低床バスや車椅子ステップリフト付きバスの導入、バス停等の施設の改善、介助付の運転手の導入など、利用者にやさしいサービスの充実に努めます。

#### ③市民運動としての地域公共交通の活性化及び再生

- ・地域公共交通の活性化及び再生が目指す幅広い目的の達成のためには、多様な運行主体の参加はもとより、市民、事業者、行政その他の多様な主体が参加する市民運動としての取り組みを推進します。
- ・地域公共交通の改善検討にあたっては、飯田市地域公共交通改善市民会議の検討を主体とし、各地区のまちづくり委員会など地域住民の参加により推進します。
- ・定住自立圏構想に即し、南信州広域連合が所管する南信州地域交通問題協議会をはじめ、関係町村との連携により推進します。
- ・各地区のまちづくり委員会をはじめ、NPO、企業、観光団体、農業団体、福祉団体、商工業団体等幅広い主体による地域公共交通の利用促進策を複合的に講じ、地域全体として地域公共交通の利用促進を図ります。
- ・地域ぐるみのエコドライブの推進など、地域公共交通の利用促進に向けて取り組みます。

## 4. 道 路

### (1) 基本方針

道路整備の必要性、緊急性等の観点から優先順位を設定し、それに基づいた効率的かつ自然的環境に配慮した整備に努めます。

市街地の拡大の抑制、営農環境の保全を前提として、必要な路線かどうかをよく判断して計画的な整備を推進します。既存道路は適切に維持管理を行い、有効に利活用します。

### (2) 具体的な内容

#### ○三遠南信自動車道の整備促進と景観形成

- ・三遠南信自動車道の早期実現に向けて、国と連携して整備を推進します。また、整備されたインターチェンジ周辺等については、個性的な街路樹を植えるなど景観に配慮した整備が進められるよう国に働きかけます。

#### ○三遠南信自動車道関連整備の推進

- ・国道 153 号の飯田南バイパスは、三遠南信自動車道の飯田山本インターチェンジが設置される予定であり、交通状況等によりその整備が必要となることから、国の直轄事業として整備されるよう積極的に取り組みます。
- ・三遠南信自動車道の現道利用区間となる上村～南信濃間の国道 152 号については、早期の改良が必要であるため、県と連携して整備を推進します。

#### ○優先順位づけによる計画的な道路整備

- ・市内の道路を効果的かつ効率的に整備できるよう道路整備プログラムを構築し、全体路線の優先順位づけを行いながら計画的に必要な路線の整備に努めます。

#### ○改良が必要な既存道路の拡幅

- ・用地確保等が困難な既存道路については、雨水排水計画に基づく整備や排水路整備にあわせて、自由勾配側溝※などに改良し、現道の拡幅に努めます。

※ 「自由勾配側溝」とは：門型の構造で、U 字側溝と違い上下を反対に使用し、底の部分にコンクリートを現場打ちし、水を流す勾配を自由にとれるようにした側溝の二次製品です。

- ・1.5車線の道路整備手法により2車線の道路改良にこだわらず、地域の実情に応じて、待避所設置や突角是正などの局所的な改良及び1車線の道路改良などを含めた道路整備に取り組みます。

#### ○拠点における安全で快適な歩行者空間の形成

- ・中心拠点や地域拠点の歩行圏内における道路は、安全性の確保、快適な空間の提供、質の向上のため、ユニバーサルデザインやバリアフリー化、緑化を推進します。
- ・歩道設置自体が著しく困難な道路については、交通弱者の安全を確保するため、自動車を減速させる措置などを検討します。
- ・重点的に歩行者空間を整備する箇所、歩道が2m以上確保できない場合は、一方通行による歩行空間の確保や、部分的に有効幅員2m以上の箇所を設けるなど、車いす同士のすれ違いに配慮した措置を検討します。

#### ○歩行者の視点による道路整備

- ・住居系用途地域における街区内の道路は、通過する自動車交通の排除や歩行者に視点をとおいた整備を推進します。
- ・住居系用途地域と小学校、中学校を結ぶ主要な通学路は、通学と通勤の時間が重なり危険性が高いため、通行制限や歩道を整備するなど児童の安全確保に努めます。

## 第2節 公園及び緑地の整備方針

### 1. 公園

飯田市の都市計画における公園は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園の合計41箇所が計画決定されています。市民生活の向上に役立つよう現在も整備を進めています。

### 2. 緑地

飯田市の都市計画における緑地は、昭和54年に松川緑地が計画決定され、松川の沿岸に緑地、遊歩道やマレットゴルフ場などの整備が完了しています。現在では市民の憩いの場として親しまれています。

**これら整備方針は、第6章 緑（緑地）の育成で示します。**

### 第3節 河川等の整備方針

#### 河川等

飯田市の都市計画における河川は、平成元年に天竜川（松尾新井から時又）が計画決定されています。天竜川は、弁天港と時又港が整備され、観光名所の一つとなっています。また、川下り・ラフティングなど新たな利用が開拓され、沿岸には、運動場、水辺の楽校（がっこう）や地域の協力によりマレットゴルフ場などが整備され、世代を問わず市民の憩いの場として利用されています。また松川では、親水性のある河川に整備され、松川緑地とともに市民に親しまれています。その他の河川についても災害に配慮した整備が進み、緑地や公園などの設置とともに市民の憩いの場となっています。

#### （1）基本方針

河川は、命の水を運ぶ大切な役割があるとともに、治水上の機能に加え、様々な動植物の生息生育の場、潤いと安らぎをもたらすオープンスペース※、都市景観の形成、水辺空間やイベント空間などの地域活性化の場、震災時の避難地、避難路、輸送路、延焼遮断帯（防火帯）、消火用水など多様な機能を有しているため、河川管理者等と協力して計画的な整備に努めます。

※ 「オープンスペース (open space)」とは：都市やまちなかにおいて、交通や建物など特定の用途によって占有されない空地进行をそのまま存続させることを目的に確保され開放された空間です。

#### （2）具体的な内容

##### ○水資源の保全

- ・河川は、私たちの命の水であり貴重な資源です。河川流域が汚染されると安心安全な農業や生態系等に影響を与えます。河川流域における森林等の自然環境の保全、公害防止、排水処理等により、安定的な水量の確保と水質の保全に努めます。

##### ○河川等の計画的な整備

- ・河川は、河川法により1級河川、2級河川及び準用河川があります。その他普通河川、水路などもあり、河川の規模等により、国、県、市等が公共施設の管理者として整備し、管理しています。今後も、各管理者との連携を図り、計画的で市民に親しまれる河川づくりに努めます。

##### ○雨水排水計画との調整

- ・河川管理者との協力と連携により、雨水排水計画との調整を図り、計画的な水害対策に取り組みます。

##### ○公共下水道処理区域外の雨水対策

- ・公共下水道処理区域以外の雨水排水路についても、緊急性や必要性に応じて箇所づけ等を行い、その整備に努めます。

##### ○親水性の確保

- ・上流部の森林や周辺環境の保全及び災害防止に配慮し、必要に応じて親水性のある多自然型の工法などを採用して、市民が親しみを持てる河川の整備に努めます。

##### ○景観法の活用

- ・景観法による景観重要公共施設として整備する必要のあるものは、河川管理者と協議の上、自然や景観に配慮した整備方針を定め、それに基づいた整備を推進します。

##### ○河川管理の連携と協力

- ・河川の管理については、行政だけではなく地域住民や特定非営利活動法人（NPO）などの多様な主体の参加を得て協力して取り組みます。